

# 国立大学法人京都大学永年勤続者表彰規程

平成 16 年 4 月 1 日

達示第 85 号制定

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成 16 年達示第 70 号）の規定に基づき、国立大学法人京都大学に勤務する教職員の永年勤続者表彰(以下「表彰」という。)に関する事項を定めることを目的とする。

(表彰を受ける者)

第 2 条 表彰は、教職員(教授、准教授、講師及び助教を除く。)であって、次の各号の一に該当し、かつ、勤務成績が良好な者について行う。

- (1) 創立記念日において、勤続期間が 20 年に達する者
- (2) 創立記念日において、勤続期間が 30 年に達する者
- (3) 前 2 号に相当すると京都大学総長(以下「総長」という。)が認める者  
(表彰状の授与等)

第 3 条 表彰は、総長が別紙様式による表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて、記念品を贈呈する。

(表彰の日)

第 4 条 表彰の日は、創立記念日とする。

(勤続期間の計算)

第 5 条 勤続期間の計算は、表彰の日の属する月までに教職員として在職した通算の月数による。

2 有期雇用教職員として在職した期間については、教職員に引き続いた場合に勤続期間に通算することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 現に教職員である者に対して、国立大学法人京都大学設立前にすでに行われた永年勤続者としての表彰は、この規程の第 2 条に規定する表彰とみなす。

附 則(平成 17 年達示第 43 号)

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行日の前日以前に日々雇用教職員として在職した期間は、改正後の第 5 条第 2 項に規定する有期雇用教職員として在職した期間とみなす。

附 則(平成 23 年達示第 26 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式(略)